

令和7年度 京都市人権レポート

京都市人権文化推進計画
に基づく事業報告書

京都市では、人権文化推進計画に基づき様々な取組を進めています。昨年度の取組の一部を御紹介します。

困難な問題を抱える女性に対する支援事業 ～京都市女性のための相談支援センター「みんと」を開所！～

本市では、平成23年10月に京都市DV相談支援センターを設置し、配偶者等からの暴力防止に係る対策や被害者の自立に向けた支援を行ってきました。一方で、女性が抱える課題は多様化・複雑化しており、令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されたことを契機として、令和6年7月から、包括的な女性の支援を行う「京都市女性のための相談支援センター」（愛称：みんと）を開所し、女性支援の充実を図っています。

【実績】相談支援件数724件（令和6年7月～令和7年3月）

〈支援の内容〉

- 相談（または他の相談機関の紹介）
 - カウンセリング、弁護士や精神科医との相談
 - 緊急時における安全確保に向けた支援
 - 福祉施策の情報提供、住居・就労等の自立支援
- など関係機関と連携し、相談者に寄り添った支援を行っています。

詳しくはこちらを
御覧ください。↓



世界人権問題研究センター創立30周年 ～記念式典やシンポジウムを開催！～

令和6年12月に世界人権問題研究センターが創立30周年を迎えました。それに当たり、「創立30周年記念式典・シンポジウム」や「国際法及びLGBT等の性的少数者の人権に関する国際シンポジウム」が開催され（創立30周年記念シンポジウムについては、本市もセンターとの協働により実施）、多くの参加者に様々な人権課題の問題点や課題について知っていただく機会となりました。

〈創立30周年記念シンポジウム〉【京都市共催】

行政機関や地方自治体等に国際人権を浸透させるためにどのような制度が必要か、国内に人権委員会のない日本の現状について、パネリストをお呼びし、議論しました。

- テーマ：国際人権を日本国内の隅々に生かすために
- 参加者：200名



〈性的マイノリティに係る国際シンポジウム〉

東アジアで唯一同性婚を承認している台湾における法制度の整備過程を踏まえ、法制度未整備の日本においては、どのような問題や課題が生じているのか、パネリストをお呼びし、議論しました。

- テーマ：性的マイノリティの人権～性の多様性と法制度について考える～
- 参加者：58名



障害者差別相談体制の充実 ～障害者差別相談等の専門相談員を設置～

令和6年4月1日から「改正障害者差別解消法」及び「同法基本方針」が施行されました。これにより、これまで努力義務であった「事業者の合理的配慮の提供」が義務化され、基本方針に「地域における障害を理由とする差別の解消を促進し、共生社会の実現を図るため、市民にとって身近な市区町村が基本的な窓口の役割を果たすことが求められる」旨が新たに規定されました。

また、同日施行された改正精神保健福祉法で、精神科病院における障害者虐待の通報が義務付けられました。

これらを受けて、地域における障害を理由とする差別の解消を促進し、共生社会の実現を図るため、市民にとって一番身近な本市において、障害者差別相談体制を充実させるため、障害者差別相談及び虐待通報等の専門相談員を設置しました。

【実績】

相談対応件数 35件（令和6年度）、11件（令和5年度）、14件（令和4年度）

〈障害を理由とする差別に関する相談窓口〉

連絡先 京都市専門相談員（障害保健福祉推進室）
電話 075-222-4565（相談専用・平日8:45～17:30）
FAX 075-251-2940（障害保健福祉推進室兼用）
メール syogai@city.kyoto.lg.jp（障害保健福祉推進室兼用）

